

特定地域再生制度

1. 特定地域再生事業

特定政策課題の設定

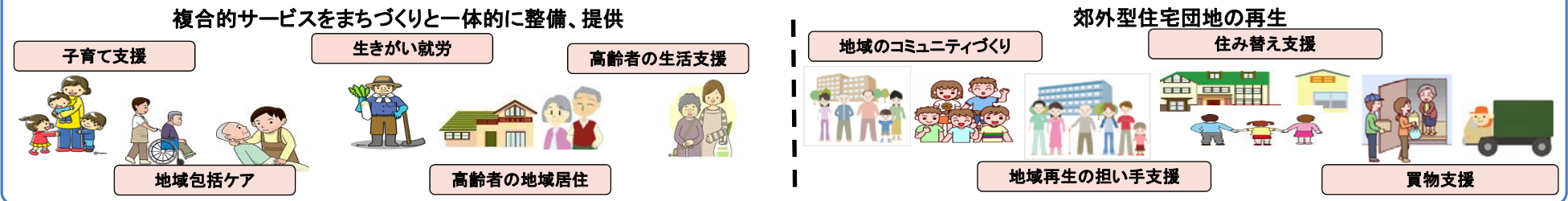
特定政策課題: 地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるもの

- 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
(医療・福祉・子育て等の一体的整備、郊外住宅団地再生、限界集落対策)
- 地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した新たな事業の創出
(農林漁業の6次産業化、エコタウン)

特定地域再生事業を記載した地域再生計画の認定

地方公共団体は、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請

特定地域再生事業を記載した地域再生計画のイメージ



認定地域再生計画に基づく特定地域再生事業に対する特別の措置

- ・民間事業者への融資に関する特定地域再生支援利子補給金の支給
- ・社会福祉の増進等に取り組む株式会社への出資に係る課税の特例(株式譲渡益からの控除)
- ・公共施設等の除却に要する経費を地方債の起債対象とする地方債の特例
- ・その他、特定地域再生事業費補助金を予算措置

2. 提案募集の法定化

特定地域再生のための提案募集を明確に位置づけ

- 地方公共団体等からの提案の活性化
- 地域のニーズを踏まえた支援策の充実

3. 地域再生推進法人の指定制度の創設

地域再生に取り組む非営利法人を地域再生推進法人として地方公共団体の長が指定

- コミュニティ再生等のノウハウを蓄積したNPO等と連携した特定地域再生事業の推進